

認可する事業の概要及び定員（小規模保育事業）

（平成 27 年度特定地域型保育事業）

確認結果

- ① 認可基準と照らし合わせ、全ての事業が適合するものであることから認可する。
- ② 中野区子ども・子育て支援事業計画における特定地域型保育事業の確保方策（H27）を超えるものでないことから、認可定員をそのまま利用定員として設定する。

	施設の状況		設置者の状況	認可 定員数	利用定員		
	施設名	所在地 (中野区)	設置者名称		3号認定子ども※1		計
					0歳児	1、2歳児	
1	キャリー保育園 なかのふじみちょう	南台3-6-16 1F	マイキャリアクラス株式会社	18	3	15	18
2	かたつむり保育園 野方	野方6-30-24 1・2F	株式会社プラクシスキッズ	14	4	10	14
3	あーす保育園	中央1-23-7 1F	株式会社アピカル	19	5	14	19
4	子ごころ園大和町	大和町3-41-9	NPO法人日本チャイルドマインダー協会	13	4	9	13
5	子ごころ園沼袋	新井4-32-22	NPO法人日本チャイルドマインダー協会	15	5	10	15
6	ふたばクラブ 鷺宮保育園	鷺宮3-7-7	双葉教育株式会社	19	5	14	19
7	タック こどもくらぶ	南台3-6-19 2F	株式会社東京アスレティッククラブ	19	3	16	19

（共通事項）全ての施設で調理設備を有し、給食を提供する。屋外遊戯場は代替施設（公園）

計

117

29

88

1～5は平成27年4月1日、6は同6月1日、7は同7月1日事業開始予定

※1 法第十九条第一項第三号に掲げる子ども（満3歳未満の保育認定）